

# 平成26年第3回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成26年9月2日（火曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番 高橋秀樹君	2番 星孝道君
3番 榊原深雪君	4番 木村明雄君
5番 高道洋子君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 熊澤芳潔君
9番 井脇昌美君	10番 後藤次雄君
11番 川上初太郎君	12番 島田政典君
13番 吉田敏男君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	大貫裕弘君
経済課長	寺地優君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	櫻井厚子君

## ◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 報告第 9 号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について＜P 4＞
- 日程第 5 行政報告（町長・教育委員長）＜P 4～P 8＞
- 日程第 6 報告第 10 号 専決処分の報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）＜P 8～P 9＞
- 日程第 7 報告第 11 号 専決処分の報告について〔平成26年度足寄町一般会計補正予算（第4号）〕＜P 9＞
- 日程第 8 報告第 12 号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 9～P 10＞
- 日程第 9 報告第 13 号 足寄町水道事業の業務に関する工事又は製造の請負契約の締結について＜P 10＞
- 日程第 10 議案第 62 号 教育委員会委員の任命について＜P 10～P 11＞
- 日程第 11 議案第 63 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について＜P 11～P 12＞
- 日程第 12 陳情第 1 号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業の中止を求める意見書採択についての要望書＜P 12＞
- 日程第 13 陳情第 2 号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書採択についての要望書＜P 12＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成26年第3回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、7番田利正文君、8番熊澤芳潔君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

○議会運営委員会委員長（高道洋子君） 9月1日に開催されました第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日9月2日から9月12日までの11日間とし、このうち3日から9日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日9月2日は、最初に議長の諸般の報告を受けた後、文教厚生常任委員会から所管事務調査の報告を受けます。

次に、町長、教育委員長から行政報告を受けます。

次に、報告第10号から報告第13号までの報告を受けます。

次に、議案第62号と議案第63号を即決で審議いたします。

陳情第1号と陳情第2号は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

10日は、一般質問などを行います。

11日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので御了承願います。

なお、議案第64号から議案第70号までの補正予算案は、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第71号と議案第72号は、平成25年度決算審査特別委員会を設置し、閉会中の審査といたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ですが、提出されました際に再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの11日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） したがって、会期は、本日から9月12日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち3日から9日までの7日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、9月4日木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いを申し上げます。

### ◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

前期定例会に報告以降、議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

### ◎ 報告第9号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第9号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、6件の行政報告を申し上げます。

まず、帯広厚生病院への財政支援に関するこれまでの協議経過と今後予定している財政支援の内容につきまして御報告をいたします。

昨年5月に、平成30年4月にグランドオープンを目指して進められている帯広厚生病院の移転新築に係る支援要請が、JA北海道厚生連から十勝管内市町村にありました。

当初の支援要請は、病院本体の建設費21

0億円の3割、63億円を管内市町村で負担してほしいというものでございました。

帯広厚生病院が第3次医療圏である十勝管内唯一の地方センター病院として管内の医療連携の中核的機能を担い、さらに救命救急センターとして十勝圏全体の三次救急医療のみならず、二次救急医療における中心的な役割を担っていることから、各市町村とも支援は必要と考えるものの、数年間で多額の建設費用を負担することは財政的に非常に厳しいという認識でありました。また、一つには公立病院を有する町村と有しない町村、二つ目には地元病院等に支援をしている町村としていない町村、三つ目に帯広厚生病院の患者数が多い町村と少ない町村等、18町村の医療体制や帯広厚生病院への依存度が異なることから、十勝町村会の中で数回にわたって協議を行いました。

当初は建設費に対する支援要請でありましたが、公的病院の運営費に対する市町村支援には特別交付税による財政措置があつて、建設費に対する支援よりも財政的に有利なことから、昨年11月に運営費補助に方針を転換したところであります。

現在予定している支援内容は、不採算医療部門の救命救急センター、小児救急医療、周産期医療、小児医療、精神医療の5部門の収支不足額について、運営費補助として毎年度、均等割と実患者数割により算定した額を各市町村が補助するもので、特別交付税措置の上限額の範囲内で、かつ管内市町村合計で毎年度3億円を限度として平成26年度から支援をするものであります。

なお、現時点で支援をいつまで行うかを設定することは困難な状況ではありますが、帯広厚生病院の経営状況や国の支援制度の動向等を踏まえ、随時支援策の見直しを検討することとしております。また、帯広厚生病院の経営状況が著しく改善された場合や特別交付税による財政措置が廃止された場合、本補助金の受領に関して不適切な事案が発生した場合等に支援を終了することとしております。

市町村別の負担額は、帯広市と18町村が7対3の割合で補助することとし、18町村の補助額の3割を均等割、残り7割を実患者数割で算定することとしております。

なお、上限額である3億円を本年度に支援する場合の市町村別補助金額は別紙のとおりとなっており、本町の支援額は406万円と見込まれ、本年12月の第4回定例会におきまして補正予算として提案させていただき予定をしております、引き続き十勝圏唯一の地方センター病院の充実のために、オール十勝で検討・協議を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、消防広域化の経過と検討状況につきまして、御報告をいたします。

十勝における消防の広域化につきましては、昨年12月の第4回定例会及び本年3月の第1回定例会で御説明をさせていただきました十勝圏広域消防運営計画が、パブリックコメントや各市町村議会での検討を経て、原案どおり本年3月28日に策定されました。また、新たな一部事務組合の設立に必要なとちか広域消防事務組合規約につきましては、7月15日開催の市町村長会議において規約案の内容が確認されましたので、その概要を別紙により御説明をいたします。

初めに、1、規約制定の目的につきましては、平成28年4月1日より十勝管内6消防本部を統合し、消防事務を共同処理するための新たな一部事務組合の設立に関して必要な事項を定めるものであります。

次に、2、一部事務組合の設立に関する手続につきましては、地方自治法に基づく手続の流れを図式化したものであります。

3、一部事務組合の設立スケジュールにつきましては、今後の手続の大まかな時期を示したもので、本年12月の第4回定例会に規約案を提案し議決をいただきたいと思いますと考えております。

次に、4、規約作成にあたっての基本的考え方では、地方自治法に定められた必須の7

項目のほか、施行期日等の規約の施行に必要な事項を定めることとしております。

5、規約（案）の概要につきましては、規定する項目とその内容を示したもので、主な項目を説明させていただきます。

名称をとちか広域消防事務組合とし、十勝管内19市町村で組織し、消防団事務を除いた消防事務を共同処理することとしております。議員定数を38人とし、半数を均等割、残りの半数を人口割としており、本町の議員定数は2人となっております。執行機関の組織としては、運営計画で確認されておりますとおり、組合長が帯広市長、副組合長が18町村長と帯広市副市長と規定しております。

また、経費の支弁方法につきましても、運営計画で確認されておりますとおり、議会費と組合運営費につきましては、経費の2割を均等割、残りの8割を人口割や議員定数割とし、その他の経費については運営計画を踏まえて規定することとしております。

さらに附則において、規約の施行に必要な事項として、既存の組合からスムーズな事務の移行をするための経過措置等を規定しております。

現在、住民サービスに直結する出動計画や組織体制等につきまして事務レベルで検討を行っており、引き続きオール十勝により検討・協議を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、土地開発基金により土地等を取得いたしましたので、御報告を申し上げます。

先行取得いたしました土地等につきましては南6条1丁目の旧東和石田株式会社事務所跡地で、土地といたしまして宅地4筆1,246.67平方メートル、土地に付随いたします建物といたしまして事務所・居宅2棟725.1平方メートルで、取得額は480万800円であります。

本物件は釧路地方裁判所帯広支部が過去2回競売に付しておりましたが、入札者がおらず、特別売却となっていたもので、裁判所の

一括評価額1,000万3,000円に対し、最低入札金額は480万800円となっており、平成26年7月9日日本町が最低入札金額と同額で買い受けしたものであります。本町の固定資産評価額といたしましては、土地が1,139万3,317円、平成12年に建築された事務所が937万2,181円で、合わせて約2,000万円の評価額となっております。

今後、土地・建物を有効利用するためには、居宅棟の解体や事務所棟の改修などの経費が必要となりますが、本物件につきましては、市街地で国道に面した条件のよい土地であり、事務所も多額の費用をかけずに利用が可能であることから、今後公共の用に利用する場合、または公共の利益のために利用するためには大変有利なものであると考えております。

現在、NPO法人障がい児・者地域サポートふれあいの事務所兼作業所としての利活用を優先し内部検討を進めており、取得した土地等の有効な利活用を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、放課後児童対策に係る拠点施設の整備についてでございます。

平成26年3月の第1回定例会における行政執行方針で、総合計画に基づき中央児童館と下愛冠児童館を統合し、現在の剣道場を改修して新児童館を整備する計画を御説明申し上げ、耐震診断、耐震補強を含む実施設計費の予算措置について議決をいただいたところでありますが、本年5月、国の産業競争力会議課題別会合で厚生労働大臣、文部科学大臣から、全ての就学児童が放課後を安心、安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう総合的な放課後対策に取り組むとし、平成31年度末までに新たに約30万人分の放課後児童クラブを放課後子供教室等との一体型を中心として整備する方針が示されました。

この国の方針は、成長戦略として、女性の

社会参加を促す子ども・子育て支援対策の一環として強く打ち出されてきていることから、実施設計業務の発注を一時中断し、本町における総合的な放課後児童対策について、子ども・子育て会議を初め、教育委員会、学校、保護者の皆さんと精力的に協議・検討を行ってきました。その結果、共働き家庭等か専業主婦家庭かを問わず、全ての児童の安全、安心な居場所を確保し、多様な体験や活動ができる放課後児童対策の拠点施設として、新児童館に放課後児童クラブ（本町においては学童保育所）を併設をして、一体的に運営していくことが適当であるとの御賛同をいただくことができました。

今後においては、児童館と放課後児童クラブを一体的に運営している先進事例を調査をし、足寄小学校から真っすぐに登園できる仕組みや登録制の導入、多様なプログラムの提供等、その一体的な運営手法等について検討していきたいと考えております。

なお、剣道場については屋内体育館のみの利用用途に変更し、耐震診断、耐震補強を含む実施設計業務を、また、新児童館と学童保育所の一体型施設を新築するための基本設計業務を一括して発注を行いましたので、基本設計が完了次第、一体型施設の実実施設計に要する経費について、改めて補正予算の提案をさせていただきたいと考えております。

以上でございますが、本町ではいち早く特区を活用して幼保一体的な保育に取り組んできた経験を生かして、小学生の放課後も同様に、安心、安全に過ごせるよう一体的な運営をしてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、一般国道242号愛冠視距改良工事についてでございます。

一般国道242号の足寄町下愛冠4丁目広域林道カムイロキ線交差部付近から、下愛冠3丁目町道下愛冠3日本通交差部付近までの延長約685.6メートルの区間を交通安全対策として、視距改良工事が平成27年、28年の2カ年で実施されることになりました

た。

当該箇所は、道路の縦断勾配もきつく、カーブの曲線半径も200メートルと小さく、視距が十分とれない区間となっておりますが、鉄道が廃止されたことから、旧鉄道敷地側に道路の高さを周辺と同程度まで下げて急勾配区間を解消し、カーブの曲線半径も530メートルまで大きくして視距が十分確保できる道路構造とするため、帯広開発建設部足寄道路事務所が平成25年度から予備調査等を開始し、地権者や地元下愛冠地区自治会への説明会も開催されております。

説明会で出されていた、国道が低くなると子供の飛び出しが心配、国道が家に近くなり騒音、振動が心配、現国道の横断地下通路を児童が利用しているが今後どうなるのかなどの質疑に対して、道路排水が道路本体から1.4から2.8メートル下がって整備されることから子供の飛び出し防止になること、現地で騒音、振動調査を実施した結果、環境基準値以下であったこと、町との協議でスクールバス等の発着点を下愛冠2丁目側にも設けることで利便性を確保したいなど、地域の方々の心配を解消できる視距改良を進めていくとの説明も既になされております。

今年度は、工事の支障となる移転物件の調査や用地測量、一部用地取得を行うこととしており、旧銀河線用地の年度内取得に向けた本町との協議も間もなく開始される状況となっております。

本町にとっても交通安全上、必要な工事であることから、用地買収などに協力をしてまいりたいと考えております。

なお、足寄市街地から陸別町方面に向かって、現国道から右側高台への連絡路については、現国道を残し、途中から下愛冠3丁目の下愛冠児童館側に新たな連絡道路が整備されることになっており、完成後は町道として管理することで協議を進めておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告いたします。

次に、人工透析についてでございます。

昨年6月に開始いたしました足寄町国民健康保険病院における人工透析について、その後の経過と現在の状況について御報告いたします。

国保病院での人工透析につきましては、当初、本別町国保病院で透析を受けていた方22名のうち12名の患者さんが当院を希望され、平成25年6月3日から透析を開始いたしました。その後、当院を希望される方が徐々にふえ、翌7月には17名となり、当町より通院支援を受けて本別町国保病院に通院していた患者さん全てが当院で透析を受けることとなりました。患者数の増加に伴い、月、水、金曜日の週3回、午前・午後の2部制として透析を行うこととし、平成25年9月に看護師1名、平成26年4月に臨床工学技士1名を新たに加え、臨床工学技士3名、看護師3名によるスタッフ体制といたしました。なお、平成26年1月からは陸別町在住の透析患者さん4名を受け入れるなど、現在22名が当院において透析を受けております。また、旅行者等の臨時透析にも随時対応しております。

患者さんからは、地元で透析を受けられ負担が減ったこと、また、オンラインHDF方式を採用した当院の透析により透析後の体が楽になったと評価をいただいております。透析液の水質管理も含め順調に推移をしているところです。

なお、透析に係る平成25年6月から平成26年5月までの1年間の透析延べ件数及び診療報酬についてですが、外来2,272件で6,163万6,000円、入院236件で629万7,000円となっており、合計では2,508件、6,793万3,000円となっております。

次に、8月18日現在、透析治療を受けている方は腹膜透析を含めて30名おりますが、医療機関別の内訳では、足寄町国保病院が18名で、うち入院患者が1名、本別町国保病院が3名で、うち本別町内の施設入所者が1名、帯広市内の医療機関が9名で、うち

腹膜透析通院4名、施設入所者4名となっております。

また、足寄町国保病院通院者のうち、要介護認定者等で相乗りタクシーによる通院支援を行っている方は5名、NPO法人の通院支援を受けている方は1名となっております。

今後も、他の医療機関で人工透析を受けている方々に対し、当院での透析について患者、家族の方の希望をお聞きし、医師間で連携を図りながら受け入れてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し入れがありました。

これを許します。

教育委員長 星崎隆雄君。

○教育委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より行政報告を行います。

新国際交流員の招聘について、御報告申し上げます。

町民の国際理解の推進や姉妹都市との交流促進を図るため、外国青年招聘に関する要綱に基づき、本町の姉妹都市でありますカナダ・アルバータ州ウェタスキウィン市の協力のもと、平成4年度から国際交流員を招聘し、本町の国際交流の進展に大いに貢献されているところであります。

第10代国際交流員イアン・ラスカウスキー氏につきましては、平成23年9月に着任以来、小中学校での国際教育や英語教育の推進のほか、学校外でも小学校や保育園児を対象とした子供英語クラブ、ペピー・キッズの実施や町のイベントへの参加等で活躍していただきましたが、本年8月末をもって雇用契約期間が満了となったことから、後任としてウェタスキウィン・足寄友好協会から推薦を受けた同市出身のマット・フェルススキ氏（25歳／男性）を招聘することといたしました。

マット氏はカナダのマウントロイヤル大学

で主に環境観光学や保健体育学を学び、昨年、大学を卒業した後、スポーツショップのマネージャーとして勤務し、子供たちの自然体験活動のガイドやハイキング、カヌー、水泳などのスポーツ指導に携わってこられました。

国際交流員の交代後も、引き続き学校における英語教育や国際教育の推進及び地域における国際交流の促進をより一層図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

#### ◎ 報告第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第10号専決処分報告について、車両事故に対する損害賠償の額を定めることについての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま議題となりました報告第10号専決処分報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書、足寄町南1条3丁目1番地路上における車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

損害賠償額、0円。これは相手方の車両損害の請求がなかったために0円ということでございます。

次に、事故発生の場所、日時等については別紙示談書のとおりでございます。2ページの左側に示談書を添付してございますので御参照願います。

次に、事故の概要でございますが、平成26年7月14日午前9時55分ごろ、足寄町



南1条3丁目1番地の路上において、建設課車両室の補助職員高橋志津雄が運転する患者輸送バスが乗客4名を乗せて国保病院に向かっていたところ、北海道銀行足寄支店駐車場前を通過する際に、相手者の八倉巻庸行氏が運転する乗用車が駐車場から急に出てきたため急ブレーキをかけたにもかかわらず、バスの左側面に衝突されました。

この事故により、バスに乗車していた4名のうち2名の方の体調がすぐれなくなったため診療を受けましたが、幸いにも症状が軽かったため1回の診療で終了しております。

なお、相手者の八倉巻氏と高橋補助職員にはけがはありませんでした。

事故の原因でございますが、相手者の八倉巻氏が駐車場から道路に出る際に安全確認を怠り、一時停止しないで車道に出てきたことで起きた事故と思われまます。

過失割合につきましては、足寄町が10%、八倉巻氏が90%で、平成26年8月20日に示談が成立いたしました。3ページに、事故発生現場状況図を添付しておりますので御参照願います。

以上で、報告第10号専決処分の報告とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

#### ◎ 報告第11号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第11号専決処分の報告について、平成26年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第11号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでござい

ます。

専決処分書。平成26年度足寄町一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げます。5ページをお願いいたします。

平成26年度足寄町一般会計補正予算（第4号）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億1,431万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、報告第10号で報告いたしました患者輸送者の事故に伴います車両の修繕料98万7,000円の支出計上と、この財源といたしまして車両共済金98万7,000円の歳入計上を行ったものでございます。

以上で、報告第11号の説明とさせていただきます。

御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

#### ◎ 報告第12号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 報告第12号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第12号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

1点目といたしまして、平成26年6月3日から8月21日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号により報告する

工事又は製造の請負は、10ページ、11ページにございます別紙のとおり17件でございます。

次に、2点目でございますが、平成26年6月3日から8月21日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により報告する工事又は製造の請負、これは国民健康保健病院事業会計分でございますが、12ページにございます別紙のとおり1件でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 報告第13号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 報告第13号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま議題となりました報告第13号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成26年6月3日から平成26年8月21日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により報告する工事又は製造の請負、上水道事業会計分でございますが、14ページの別紙のとおり1件でございます。

以上のとおり御報告申し上げますので、よろしく御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対

し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 議案第62号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第62号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第62号教育委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町郊南2丁目60番地の9、星崎隆雄氏。昭和24年2月7日生まれでございます。

提案の理由につきましては、平成26年10月20日任期満了によるものでございまして、再度星崎隆雄氏に教育委員ということでお願いをしたいという提案でございます。

なお、星崎氏の略歴、学歴、職歴、公職歴等につきましては記載のとおりでございますので説明を省略をさせていただきます。

なお、今回の再任同意を求めることに関しまして少し補足をさせていただきます。これは参考までに報告をさせていただきますけれども、御案内のとおり、国では教育改革の一環として、教育委員会のあり方について大幅に法律を改正をするということで、既に6月20日に新しい法律が公布がされまして、平成27年4月、来年の4月からこの法律が施行されるということになっております。詳細につきましては、目下7月17日付で詳細が教育委員会のほうに届いておりますので、詳細

につきましては12月の定例会になろうかと思えますけれども、行政報告の形で詳細については御説明をさせてもらいたいというふうに思っていますけれども、今回の教育委員の改定にあわせまして、特に星崎氏につきましては現在教育委員長の役職を担っていただいているということもございますから、ここに関連して少し説明をさせていただきますと、この法律改正の大きな部分、今現在は教育委員長が教育行政の責任者ということになっておりまして、実質の事務執行の権限は教育長ということになっております。この新しい法律では、教育長が教育委員長を兼ねるといいますか、一体的にその任務に当たるということになっております。

問題は、法律は4月1日から施行されるのですが、その移行時期、これがいつからかということになりますと、今、藤代教育長の任期が28年9月30日までございます。ですから、教育委員長の任期切れではなくて、教育長の任期が切れる9月30日ですから、このときに首長のほうから議会に対しまして、これまでは教育長も教育委員の選任同意ということで提案がされていましてけれども、任期満了で新たに提案するときには新教育長、教育委員長としての選任同意ということで議案として提案がされるということでございます。

そこで、今回委員長が改選期ということになりました。

同意をいただいた後に、教育委員会の中で新たな教育委員長の選任をしていただくことになります。新たな教育委員長の任期は、先ほど申し上げました藤代教育長の任期までが新教育委員長の任期ということになります。そこで委員長の役職は下りていただくこととなりますけれども、教育委員としての任期は4年間ですから、引き続き教育委員として任に当たっていただくということになります。

そのような経過も含めて率直に、これも参考までにお話ししますと、星崎委員長と率直にこの法律改正のことも含めて意見交換をさ

せていただきました。御本人からは、もう教育委員になって長いから、そろそろ交代という、そういう意向も示されましたけれども、私としてはこういう移行期にもあるということもあって、その間の星崎委員長のやはりすぐれた私見含めて教育委員長としてその任を立派に果たしていただいているということも含めて、再度何とかお願いをしたいということで率直な意見交換をさせていただいて本日の提案になったということでございますので、御理解の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第62号教育委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第62号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

### ◎ 議案第63号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第63号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第63号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について提案理由の御

説明を申し上げます。

地方自治法、第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第63号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 陳情第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 陳情第1号集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業の中止を求める意見書採択についての要望書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業の中止を求める意見書採択についての

要望書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業の中止を求める意見書採択についての要望書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

### ◎ 陳情第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 陳情第2号電力料金再値上げの撤回を求める意見書採択についての要望書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号電力料金再値上げの撤回を求める意見書採択についての要望書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号電力料金再値上げの撤回を求める意見書採択についての要望書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

### ◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、9月10日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午前10時59分 散会

平成26年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員